



JTUC-aomori

No.337 2018年1月10日

れん ごと 青森

発行 日本労働組合総連合会
青森県連合会(連合青森)
発行人 山内裕幸 編集人 堤 史子
青森市本町3丁目3の11
青森県労働福祉会館内
TEL (017) 735-0551
FAX (017) 735-0553
URL <http://aomori.jtuc-rengo.jp/>
月1回発行 1部10円
(組合員の購読料は会費の中に含む)

謹賀新年 2018年



連合青森・東青地協2018年新春合同旗開き (2018.1.5 / 県労働福祉会館)



「真の働き方改革」を進めると共に 賃上げの定着を図ろう！

連合青森 会長 内村 隆 志

新年あけましておめでとうございます。今年は大雪が予想される冬となっていますが、組合員とご家族の皆様には、健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

さて、昨年10月に実施された総選挙は、選挙直前に民進党が分裂し、連合青森推薦候補者は、新党「希望の党」での戦いを余儀なくされるという混乱した選挙となり、安倍一強政治打破を目指して取り組んで来た私たちにとっては、野党の自滅により安倍政権が再び信任される極めて残念な結果となりました。

野党再編が今後どう進んでいくのか不透明な状況ではありますが、安倍政権が今後進めようとしている憲法改正、防衛、社会保障、税制等に対する対応を注視しつつ、政治に対する結集力を高めて行かなければなりません。

とりわけ、働き方改革の本丸である長時間労働是正と真逆の「高度プロフェッショナル制度」や「裁量労働制の対象拡大」の法制化については、国会での与野党の力関係に大きな開きがあることから、今まで以上に組織での議論を深めつつ「クラシノソコアゲ応援団IRENGOキャンペーン」と連動させながら、街宣活動、キャラバン、マスコミ等を通じて反対の声をあげ、制度の危うさを社会に訴え世論喚起を図っていかねばなりません。

一方、職場における働き方改革も喫緊の課題となっています。単に、法規制による残業縮減だけでなく、生産効率を高め、それに相

当する賃金をこれまでの残業代相当、またはそれ以上として支給させなければ賃金が目減りすることになり目指すべき働き方改革とは言えないものになります。そのためには、現場労使の主体的な取り組みが不可欠です。

また、2018春季生活闘争も大きな局面を迎えています。景気拡大が戦後2番目の長さとなり、多くの企業で史上最高益をあげ、株価もバブル崩壊後の高値を更新、有効求人倍率も本県においては統計史上最高、人手不足が深刻な状況とまで言われ、確かに賃上げも4年連続で全国もそして連合青森においても、一定の成果を上げることができました。しかし、単に労働力不足を要因とした結果の賃金引き上げでなく、明日への希望を確かなものにするための「働くこと」の価値を高めること、非正規労働者を含め、働き方に応じた適正な処遇がなされ、働く者の立場に立った「働き方改革」を実現させること、中央・地方の格差をこれ以上拡大させないための地場中小の闘いの強化、そして成果の未組織労働者への波及を図り、継続的に賃金が上がるという好循環を作り上げなければなりません。そのための組織の強化・拡大、発信力を高めていくことはいうまでもありません。そのエネルギーとして引き続き連合青森の取り組みへの支持・結集を重ねてお願いします。

最後にご家族を含む皆様のご健勝と幸多き一年でありますことを心からご祈念致します。

毎月5日は『連合の日』

連合では毎月5日を『連合の日』と設定し、組織活動の活性化をはかり運動の輪・信頼の輪を広げるべく各種取り組みを行うこととしている。

連合青森もこの本部方針を受け、『連合の日』について5日を中心に街頭行動を主として取り組み、連合青森として抱える課題の共有化、各産別・産業にある現状課題を県民に対し、広く訴えていくこととした。

今月の街頭行動は、12月14日・15日に連合全



12月連合の日。相談ダイヤル周知

国一斉労働相談ダイヤルを開設することを周知する街頭行動となった。

組織内議員通信

組織内議員から組合員へ『今・想いを伝える』

七戸町議会議員 おかむら しげお 岡村 茂雄 (出身組織：自治労)

《現在の活動・課題点》

現在2期目ですが、当初から人口減少と少子高齢化社会への対応に重点を置き、若者の定住や高齢者対策、地元産業の振興、町財政の見直し、行政サービスや公共料金の負担への懸念、合併に伴う公共施設の再編など、町の将来について質問をし、議会だよりをとおして町民に公開してきました。

町長は私の人口減少推計に疑問を持っていましたが、国の機関の公表で初めて納得しました。七戸町も町村合併で行政区画が拡大しました。しかし、人口減少で町の規模が縮小するという課題が迫っています。これまでの拡大することを前提とした町政を考え直さなければなりません。

労働者は、経済的・社会的・政治的にその地位が確立される必要があると言われてますが、かつて、労働者全体の賃上げや地位向上を誘導してきたのは労働組合です。働く人の地位向上のために更なる活躍を期待します。



知っていますか36協定？ ～適正な協定で長時間労働、不払い残業を解決しよう～

全国一斉労働相談

現在、政府が掲げる「働き方改革」の中で長時間労働の改善は重要な取り組みであり、過重労働の末自殺者が出るなど、喫緊の課題となっている。また多くの企業で「36協定」の締結や適正な運用が行われていない実態も明らかになっている。

連合が全国で実施している「なんでも労働相談ダイヤル」にも、長時間労働や不払い残業を強いられるといった相談が寄せられている。こうした悪質な職場実態が増加していることから、連合青森も「知っていますか36協定？～適正な協定で長時間労働、不払い残業を解決しよう～」と題し12月14日(木)と15日(金)の2日間、全国一斉に労働相談ダイヤルを実施した。

相談件数は全国で407件、連合青森には6件寄せられ、正社員5件・パート社員1件、内容は不払い残業が3件、パワハラ、退職拒否、休日・休憩が各1件だった。

<相談事例(抜粋)>

①妻がファミリーレストランに勤務(パート)。

忙しく休憩時間もまともにとれず、サービス残業もある。また店長のパワハラもあり、社員はすぐに辞めていく。どうしたらよいか。(50代、男性)
②夫が調理師として勤務(正社員)。調理師長ということで管理職と言われているが、手当は残業などの名目で5万円程度。休日は4週6休となっているが実際は週1日しか休めず、年休も取れない。手当についても疑問だが、夫の体が心配。(50代、女性)

すべての労働者の立場にたって
働き方を見直そう

「底上げ・底支え」「格差是正」
クラシノソコアゲ

2018春季生活闘争



2018年1月行動予定 1月10日現在

- 1月10日(木)18時 十和田市番屋会館
「連合青森上十三地協2018新春旗開き」
- 1月10日(木)18時 五所川原市プラザマリユウ
「連合青森西北五地協2018新春旗開き」
- 1月11日(木)18時 弘前市ラグリー
「連合青森津軽地協2018新春旗開き」
- 1月13日(土)18時 八戸市八戸パークホテル
「連合青森三八地協2018新春旗開き」
- 1月16日(火)13時30分 県労働福祉会館
「第1回組織拡大戦略委員会」
- 1月16日(火)15時30分 県労働福祉会館
「第1回政策委員会」
- 1月19日(金)18時30分 むつ市ホテルニューグリーン
「連合青森下北地協2018新春旗開き」
- 1月20日(土)11時00分 青森市アラスカ会館
「連合青森第26回女性委員会総会」
- 1月20日(土)13時30分 青森市アラスカ会館
「2018青年・女性ファイティングフォーラム」
- 1月20日(土)15時30分 青森市アラスカ会館
「連合青森第28回青年委員会総会」
- 1月30日(火)11時 県経営者協会
「2018春季生活闘争に関する申し入れ」

2018年2月行動予定

- 2月5日(月)11時30分 さくら野青森店前
「連合の日」街頭行動
- 2月5日(月)13時30分 県労働福祉会館
「第1回メーカー実行委員会」
- 2月5日(月)15時 県労働福祉会館
「第2回地場労組対策委員会」
- 2月5日(月)17時 県労働福祉会館
「第1回地協議長・事務局長会議」
- 2月6日(火)16時 県労働福祉会館
「第1回連合青森組織内議員との懇談会」
- 2月8日(木)～10日(土)10時～19時
「全国一斉なんでも労働相談ダイヤル」
- 2月10日(土)13時30分 県労働福祉会館
「連合青森2018春季生活闘争討論集会」

各加盟組織の旗開き日程

・全 駐 労	1月13日(土)17時	きざん三沢
・U Aゼンセン	1月13日(土)18時	県労働福祉会館
・自 治 労	1月19日(金)18時	県労働福祉会館
・J R東労組	1月19日(金)18時	アラスカ会館
・全 農 林	1月24日(木)17時45分	県労働福祉会館
・情 報 労 連	1月26日(金)18時	県労働福祉会館

新春早々、
幸運が!!! **2018年 お年玉クイズ**

♥ 抽選で10名様に商品券1000円が当たる ♥

- 問1 2018年1月現在の青森県の最低賃金（時間額）はいくら？
- 問2 使用者による有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用安定を図ることを目的に2012年に労働契約法により規定されたルールとは？「○○○○ルール」
- 問3 サービス残業について実際に働いた時間を証明する資料になりうるものは？（複数可）
①手帳などの記載、②家族への帰宅メール、
③パソコンのログ時間、④タイムカード
- 問4 一般労働者について36協定で定める労働時間の延長限度として間違っているものは？
①1週間：20時間、②4週間：43時間、
③2カ月：81時間、④1年間：360時間
- 問5 今年の干支は？



クイズの回答と住所、氏名、組合名、電話番号、連合青森へのご意見・ご要望を記入の上、FAXまたは郵送、メールでご応募ください。当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。

FAX 017-735-0553
郵 送 〒030-0802 青森市本町3丁目3-11
メール info@aomori.jtuc-rengo.jp
締 切 2018年2月13日（火）